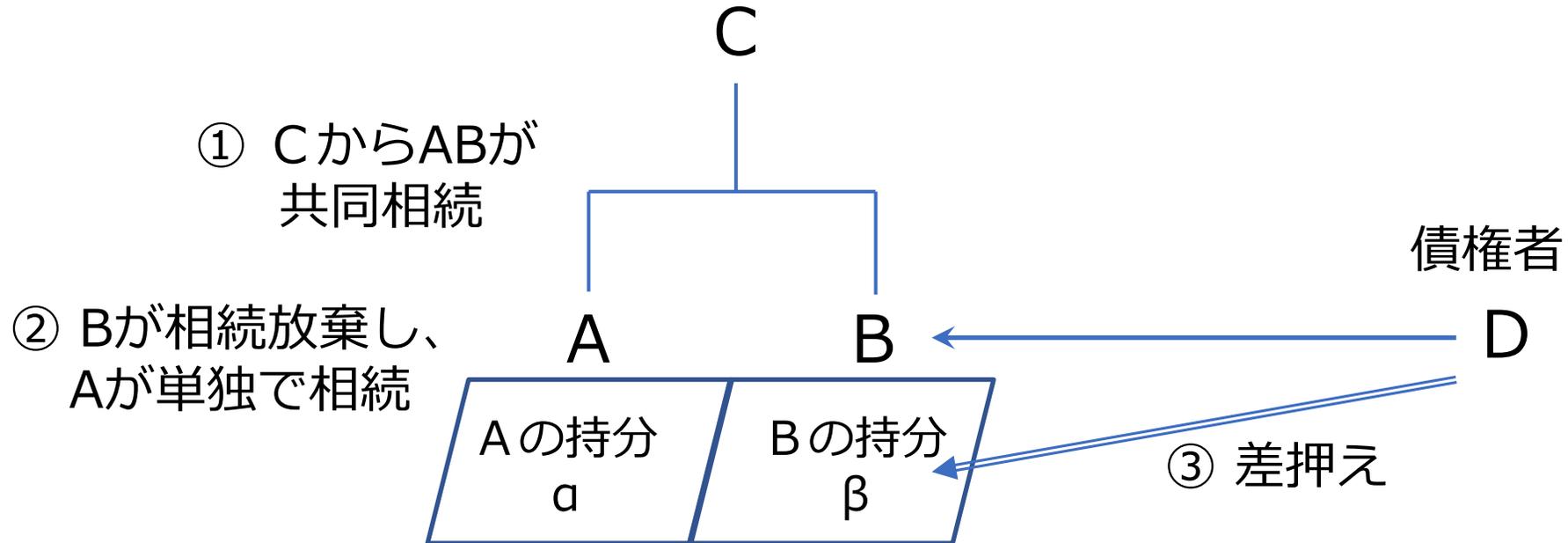


相続放棄と登記

〔事例〕

Cが死亡し、A及びBによる共同相続が開始したところ、Bは相続放棄をした。しかし、相続財産たる不動産について、Aの単独名義の登記が為される前に、Bの債権者Dが、Bの持分を差し押さえた。この場合、AはDに登記なく対抗することができるか。



第939条 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。

相続放棄の遡及効を、相続放棄後に取引関係に入った第三者との関係でも貫けば、第三者を害するおそれがあるため、相続放棄の遡及効が貫かれるのかが問題

▶ 相続放棄の遡及効は絶対的で、何人に対しても、登記等なくしてその効力を生ずる（最判昭42・1・20）

∴ ① 相続放棄の趣旨は、権利義務の承継を相続人の意思にかからしめ、債務超過の相続財産の負担から相続人を保護することにある

② 相続放棄できる期間は短く（915条1項）、かつ相続放棄は家庭裁判所への申述によるため（938条）、第三者に不測の損害を与える可能性が低い

③ 939条には遡及効を制限する規定がない。

→ 事例の結論：Bは相続放棄をしており、相続放棄の遡及効が絶対的である
以上、Aは登記なしにDに対抗することができる